

原発依存からの脱却と大間原子力発電所建設の凍結を求める意見書

3月に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所では、炉心溶融などの重大な事故が発生し、広範囲にわたって大量の放射性物質が拡散され、いまだに収束の目途が立っていません。

また、その後の余震で、東北電力の東通原発や女川原発でも複数の電源が途絶える事故が明らかになりました。

今回の大事故によって、原発は「多重防護」の対策が取られているという「安全神話」が崩れ、「人災」であることが明らかとなり、改めて、電源が失われた場合いかにして冷却するのか、また使用済み核燃料の最終処分や再利用技術の確立などの課題を積み残したままの「未完の技術」であることが明らかとなりました。

大間原子力発電所は、函館市から津軽海峡を挟み、わずか23キロメートルに位置し、世界でも最大級の原子力発電所で、商業用では世界で初めてモックス燃料を全炉心で使用する、より危険性の高い原子力発電所です。

また、大間原子力発電所付近には、巨大な活断層が存在する可能性が指摘されており、しかも火山帯の中に建設しています。

このまま大間原子力発電所が稼働した場合、風評被害により基幹産業の水産や観光を始め地域経済に甚大な影響がもたらされるとともに、ひとたび福島原子力発電所と同様の事故が起これば、原発との間に遮蔽物もない対岸の函館市は、存亡の危機にさらされることは明白です。

よって、政府並びに国会は、原子力発電所の安全性に対する国民の信頼を大きく失った今回の事態を、一刻も早く収束することはもとより、これまで原子力発電を推進してきたエネルギー政策を転換するとともに、大間原子力発電所の建設を無期限に凍結するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成23年7月20日

函館市議会議長 能登谷 公